

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第51回）・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第8回）合同会合

事業者等ヒアリング ご説明資料

2026年4月23日
ソフトバンク株式会社

1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【検討事項④】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【検討事項④】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

1. 交付金に関する当社の基本的な考え

- ユニバーサルサービス制度は**競争の補完**として導入されたものであり、**競争中立性への影響等を考慮し、交付金は必要最小限**であるべき
- 交付金の算定方法の検討にあたっては、**各種交付金の額の総額・規模感**を踏まえた上での検討が必須

1-1-1 最終保障提供責務に係る交付金算定について

最終保障提供責務に係る交付金の算定においては、一次答申のとおり、**接続料や補助金等との二重のコスト回収が生じることがないように対応すべき**

② 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象及び算定方法

①のとおり、最終保障電気通信役務は、電気通信事業者が「義務」として提供する性質の役務であることを踏まえ、これに対応した交付金制度において算定する「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」は、光ファイバ等の整備費(減価償却費)と維持費を対象とすることを基本に検討していくことが適当である。

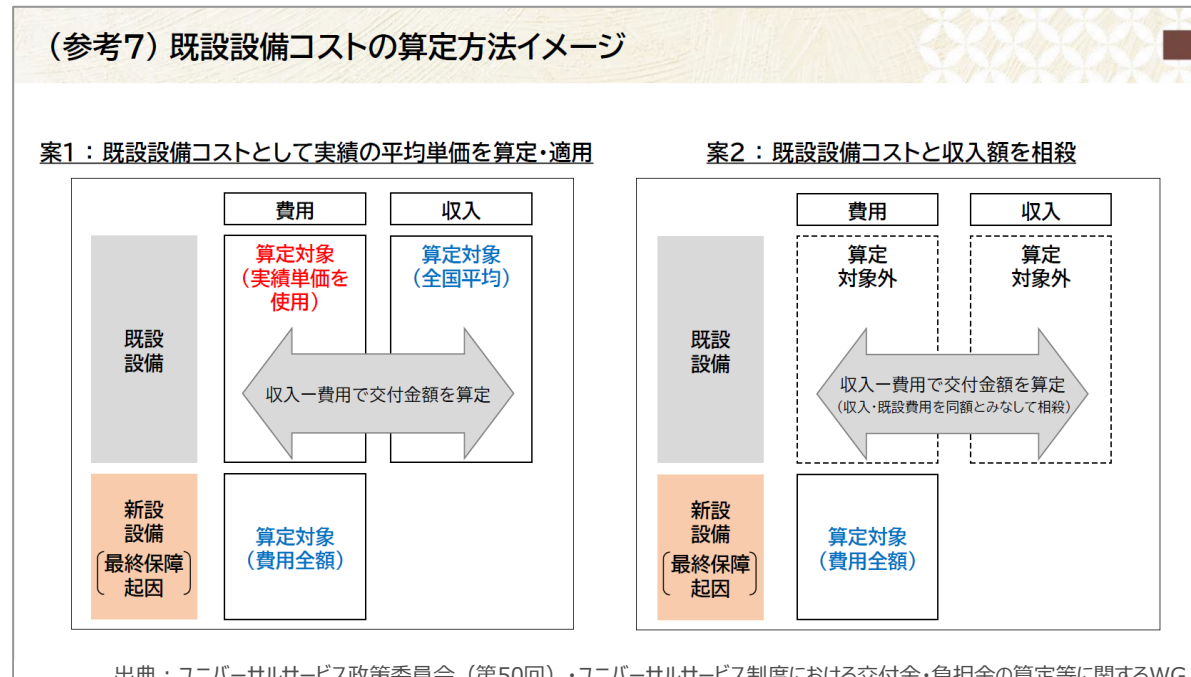
もともと、その際、国又は地方公共団体の補助金や加入光ファイバに係る接続料との関係で、光ファイバの整備費や維持費について、実質的に二重のコスト回収となることがないように留意しつつ、最終保障提供責務の履行に要した費用の回収可能性の観点も含め、交付金制度の詳細について検討していくことが適当である。

出典：最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 一次答申（令和8年2月17日）P.43
https://www.soumu.go.jp/main_content/001056068.pdf

1-1-2 最終保障提供責務に係る交付金算定方法について

既設設備コストの算定方法については、NTT東西ご提案の以下案1,2のように、
最終保障電気通信事業者において具体的な方法をご検討いただきたい

その際、算定の効率化により**透明性が損なわれることのないよう**
総務省およびNTT東西において情報開示・検証等の措置を講ずるべき



1-1-3 「必要十分且つ合理的な水準」について

最終保障提供責務に係る交付金の算定対象コストが「必要十分かつ合理的な水準」であることの確認にあたり、NTT東西が**個々の回線の構築実績（芯線数/長さ/費用等）**について総務省に報告の上、**網羅的に検証**することが必要

1-3-5. 「必要十分かつ合理的な水準」について

<非効率なコストの控除について>

- 新設設備については、地理的条件や要望の内容等に応じて必要な設備量で構築を実施するため、その効率性・妥当性は一律の基準で測れるものではないことから、「必要十分かつ合理的な水準」であることの確認にあたっては、**個々の回線の提供状況を踏まえた検証が必要**と考えます。（例えば、構築実績に対するサンプリング調査を実施した上で非効率性が明確に認められる場合は算定方法の見直し等を議論する等）
- 既設設備については、前述の方法を用いるのであれば効率性・妥当性の検証は不要と考えます。

出典：ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG（第7回）合同会合 NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社提出資料（令和8年4月7日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001067471.pdf

1-1-4 モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化について

携帯電話サービスの普及が進む一方、**0ABJサービス**についても需要は継続しており、モバイル網固定電話については、当社として今後も**安定的かつ利便性の高いサービス提供**を維持（現時点で、当社としては第一種適格電気通信事業者の指定を受けることは想定していない）

🏠 おうちのでんわ 基本料金 **550円^{※1}~**/月
● 別途、通話料がかかります。

工事不要！

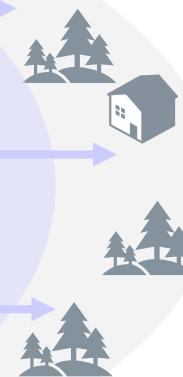
電話機とつなぐだけ

手軽に始められる！



**モバイル網固定電話
提供可能エリア**

（携帯電話用設備を活用して提供）



出典：ソフトバンク株式会社 HPより抜粋（2026/4/16 19:45時点）
<https://www.softbank.jp/internet/ouchino-denwa/>

1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【検討事項④】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

1-2 現行の第一種交付金制度の見直しについて

メタル回線の縮退等の環境変化を踏まえた**2035年までの交付金の見通しや、接続料との二重のコスト回収が生じることがないことをNTT東西が明確に示すことが必要**

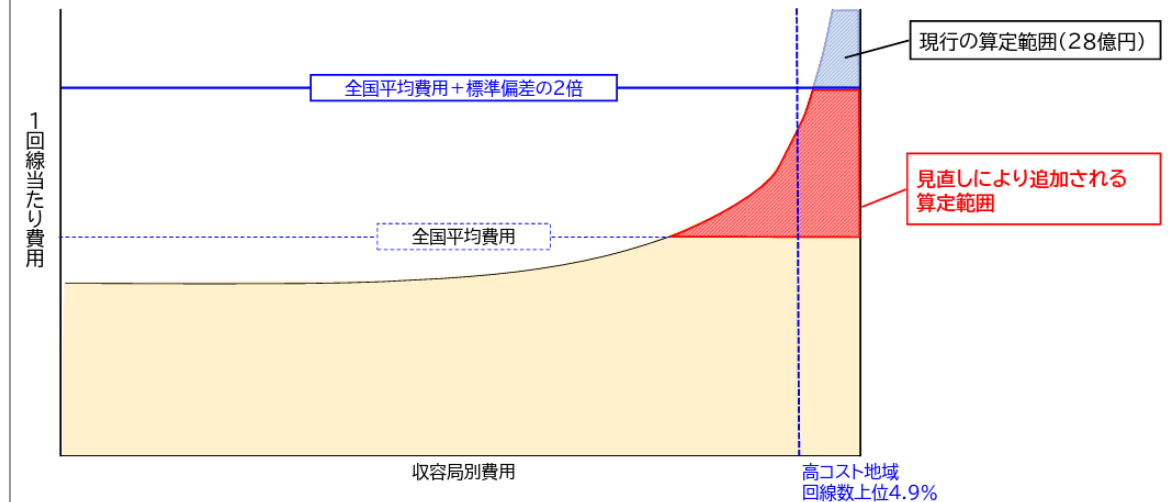
その上で、**交付金**（第一種・第二種および最終保障提供責務に係る交付金）の**総額・規模感も踏まえ整理すべき**（あわせて、メタルの売却時期の見込みや売却益を踏まえ、交付金への充当や光接続料低廉化等活用方法の検討も必要）

1-1-4. 現行の第一種交付金制度の算定方法の見直しについて

- ▶ 本来はLRICモデルを用いること自体の見直しについて議論すべきと考えますが、直に見直しを行うことが困難であれば、前述の交付金制度が整理された当時の前提に関する状況変化や移行期における赤字拡大の状況を踏まえ、少なくとも**以下の点について見直しを行うことが必要**と考えます。（参考3）
 - ① 補填額算定のベンチマーク水準を「**全国平均費用+2σ**」から「**全国平均費用**」へ見直し
 - ・ 「全国平均費用+2σ」は国民負担増大の回避を目的に「**当分の間**」の措置として**時限的に採用**されたものであること（2006年度認可の補填額に基づく番号単価（7円/電話番号）と同等水準に抑制（2007年9月20日「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について」答申）
 - ② 補填対象を**回線単価上位4.9%の回線が収容されている収容局から全収容局へ見直し**
 - ・ 市場の縮退が続く固定電話は既にエリアによらず競争が発生しえない状況となっているため、**補填対象を一部の非競争地域に限定する基準（回線単価上位4.9%）を設ける必要はないこと**
- ▶ これらの見直しを行ったとしても、番号単価は6円程度に留まると想定され、**全国平均費用+2σが導入された当時の番号単価（8円）を下回る見込み**（参考4）（①のみ見直しした場合：+2円、①+②を見直しした場合：+4円）
- ▶ また、現状、NTT東日本とNTT西日本の**赤字額と交付金額の比率には一定の格差**（東日本の場合、交付金額は赤字額の約7%、西日本は約2%）が生じていますが、算定方法の見直しにより格差が拡大する場合には、交付金額に大きく影響を与えない範囲でその**格差を是正する方策（加入者回線単価（東西別平均）について全国平均の値を用いる等）について別途整理いただきたい**と考えます。

出典：ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG（第7回）合同会合 NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社提出資料（令和8年4月7日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001067471.pdf

（参考3）現行の加入電話における交付金制度の算定方法



出典：ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG（第7回）合同会合 NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社提出資料（令和8年4月7日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001067471.pdf

1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【**検討事項④**】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

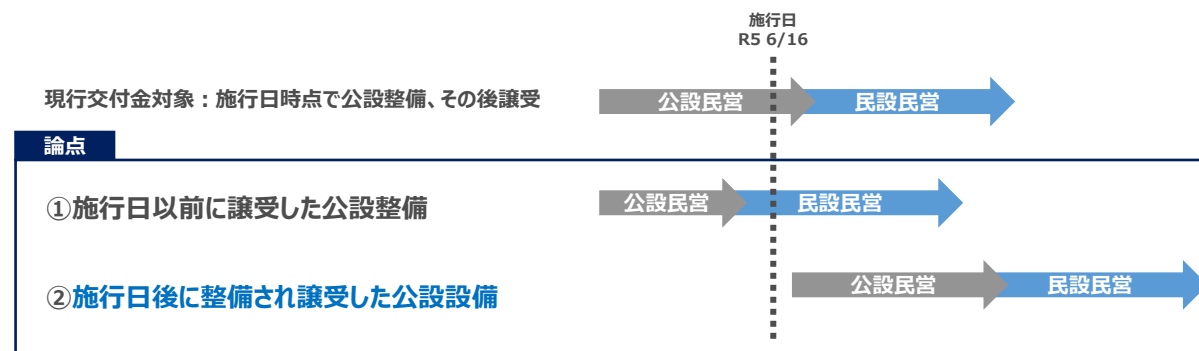
3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

1-3-1 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

「公設公営・公設民営から民設民営への移行促進」を副次的目的とする制度趣旨に鑑みれば、
 ②施行日後に整備され譲受した公設設備に限定し、第二種交付金の対象とすることは考えられる

今回の交付金制度は、未整備地域や公設地域が存在する過渡的な時期における制度であることに鑑み、不採算地域からの撤退抑制という目的に加え、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的を有するものである。

出典：ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（令和5年2月7日）P.43
https://www.soumu.go.jp/main_content/000860123.pdf



大幅な赤字とはいえ、支援区域の指定時点で既整備であることは
事業者自らの経営判断がなされたことを意味するものであり、
前事業年度収支が黒字の場合は交付金対象外とすべき

一般支援区域について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定して支援することとしている。

特別支援区域について、支援区域の指定時点で既整備の回線設備については、二号基礎的役務を提供する事業者が自らの経営判断により当該区域における役務提供を開始したものと想定され、内部相互補助によって二号基礎的役務の提供が確保できる場合は、支援対象とする必要がないと考えられる。

他方で、特別支援区域において、黒字の場合でも支援することとしたのは、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等という特別支援区域の副次的な政策目的の実現までを内部相互補助により図ることは期待できないと考えられたためである。

この点に鑑みれば、支援区域の指定時点で既整備の回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、一般支援区域と同様に支援する必要がないと考えられる。

出典：ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（令和5年2月7日）P.50-51
https://www.soumu.go.jp/main_content/000860123.pdf

事業者が自らの経営判断により役務提供を開始



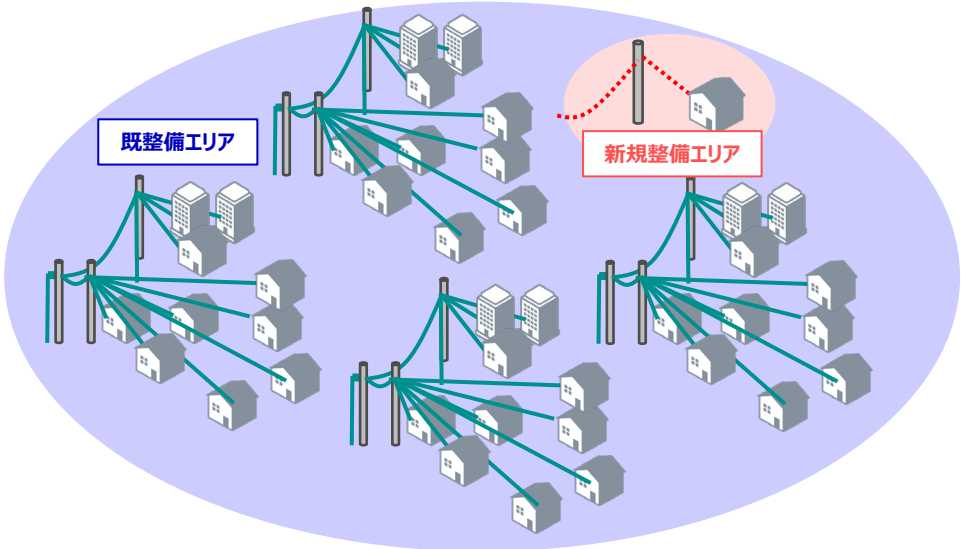
内部相互補助によって二号基礎的役務の提供が確保できるものとして、支援対象外

※NTT東西以外の新規事業者の参入促進のため、地域事業者等に限定し、前事業年度の収支状況に関わらず交付金対象とすることを特例として許容することは検討余地あり

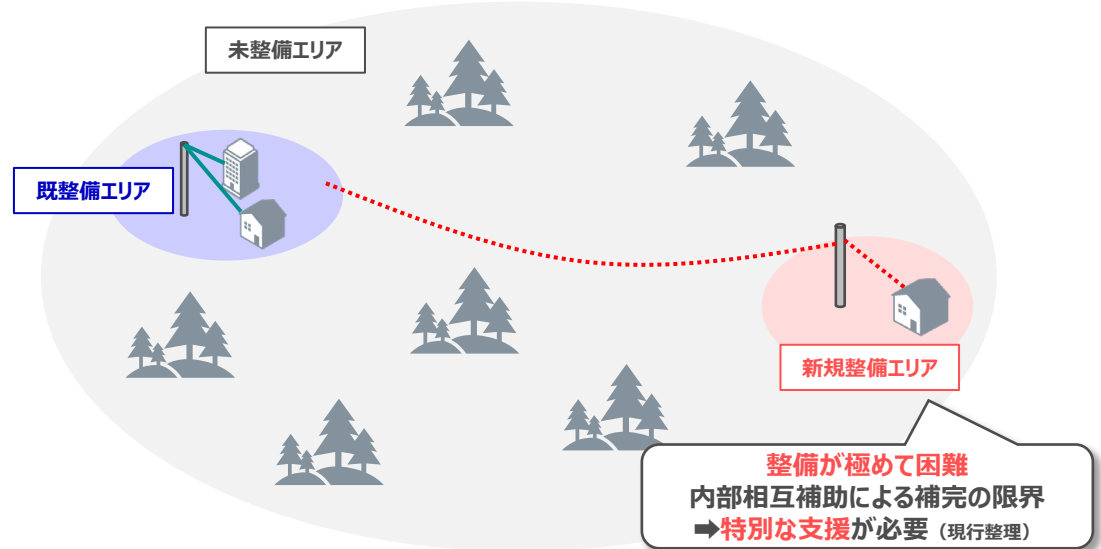
<p>(2)① 今後新たに光ファイバを整備する区域</p>	<ul style="list-style-type: none">同一町字内において法施行時点で50%超を整備している事業者が存在する区域は、当該区域の光未整備エリアにて新規整備を行ったとしても支援の対象外となっており、未整備地域の解消促進の観点から、一般支援区域であっても法施行後に新規整備が行われたエリアについては、法施行時点の整備状況等によらず特別支援区域に指定いただき赤字に対する支援をいただける制度へ見直していただきたい
-----------------------------------	---

出典：ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）・ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG（第7回） 合同会合 NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社提出資料（令和8年4月7日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001067471.pdf

一般支援区域/支援対象外区域のイメージ



特別支援区域（未整備）のイメージ



相応に整備がなされている「一般支援区域や支援対象外区域」内の新規整備と「特別支援区域（未整備）」における新規整備を同等に扱うことは適切ではなく、**現行の区域指定の考え方を維持すべき**

1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【検討事項④】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

2-1 運用一周後の再ヒアリングの要望

現時点では初回の負担金徴収がされておらず、事業者側も運用が一周していない状況であり、実務上の課題等が全て抽出されているわけではない

制度の安定的・継続的な運用をはかるためにも、**運用が一周したタイミングで、改めて負担金に係る意見聴取の場**を設けていただきたい

【以下、負担金関係の当社認識】

年	2026年							2027年
月	...	3月	4月	5月	6月	7月
総務省 支援機関				回線数（3月末値） 報告期限 ▼		負担金の請求 （初回・時期想定） ←-----→		
事業者 （一例）			3月ご利用分の BBユニバ料請求 ←-----→			BBユニバ料に係る 事業者間での諸調整（適宜） ←-----→		



本日のヒアリング

現時点で既に判明している課題は下記のとおりであり、
今後の見直しの際、少なくとも以下を解消すべく制度の簡素化を志向すべき

ブロードバンドのユニバーサルサービスの制度設計において考慮すべき事項

- 負担金の負担要否について、電話のユニバーサルサービスは番号により外形的に判断できるのに対し、ブロードバンドのユニバーサルサービスは役務の詳細仕様により判断するため、外形的な判定が困難※
※ 負担対象は設備構成（自前・接続・卸等）も考慮しなければ確定できない
サービスによっては役務の該当性等について総務省確認が必要であり、事業者間で判断が分かれぬか強い懸念
- 上述の複雑さ・負荷の高さに加え、後述のMVNO・集合住宅関係の内容等が複雑化するほど、事業者の制度対応負荷が増大する
- 本制度ではエンドユーザへの転嫁が許容されているものの、制度整理（負担対象の条件等）が複雑化するほど、エンドユーザの制度理解を得ることが困難になる

2-2-1 簡素化提案 | 報告対象月・頻度

原則は月次報告の制度（現状、附則により「当分の間は年1回・3月末時点」の報告）

運用負荷軽減のため、以下の通り報告は恒久的に「年1回・3月末時点」としていただきたい
（負担金徴収は現状と同様、交付金額の規模と実務負荷に応じて対象月・頻度を決定・認可とする）

【負担金が年額12円/回線以上のケースの運用イメージ（例）】 ※実際の負担金徴収月・頻度は交付金額の規模と実務負荷に応じて決定】

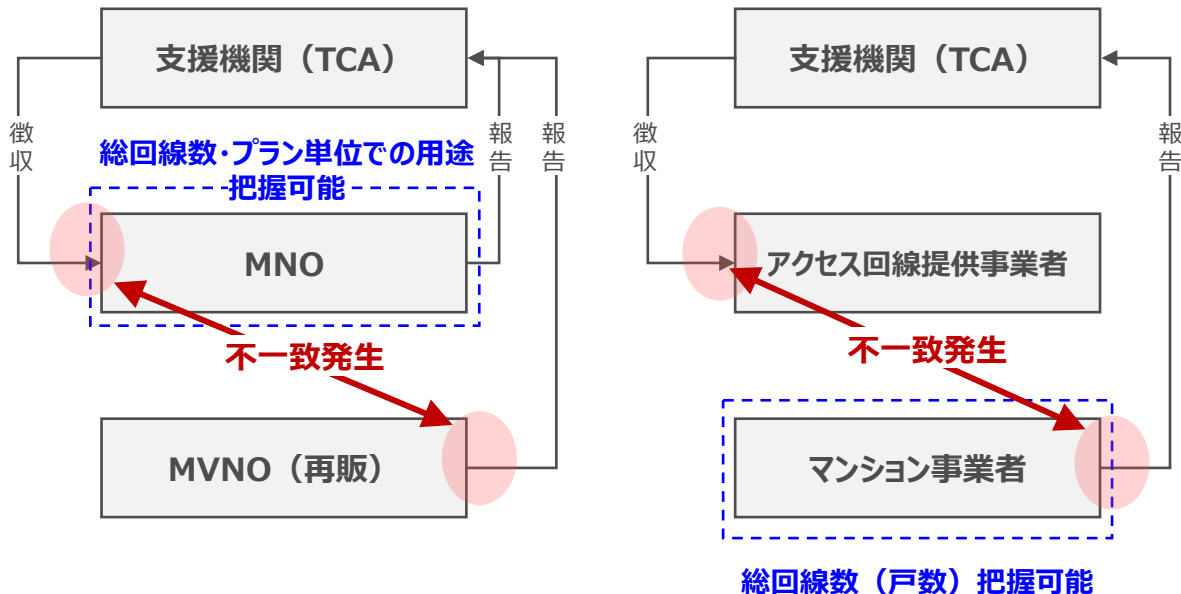
年	N年											
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
報告			3月末回線数：X回線 ▼									
徴収※						X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼	X回線×A円 ▼
	X回線×A円（単価）にて月次徴収											

2-2-2 簡素化提案 | MVNO向け回線・集合住宅向け回線

報告者と徴収先の不一致が事業者の運用負荷を高めていることから、負担対象となる回線数の報告者と徴収先は一致させるべき (総回線数を把握できる事業者側に報告と徴収をまとめる)

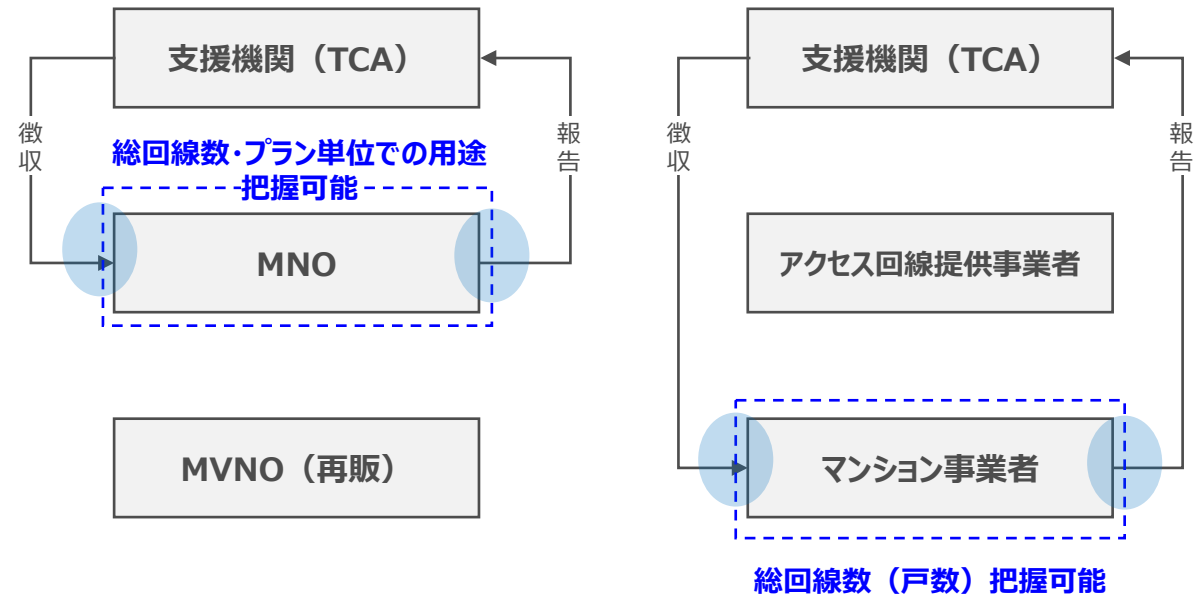
現状

- 報告者と徴収先が一致しない (以下図赤丸・赤字箇所)
- 事業者側では、自社の報告数と徴収を受ける回線数の乖離を考慮した複雑な運用構築が必要、運用負荷が非常に高く運用が回らない懸念あり



当社提案

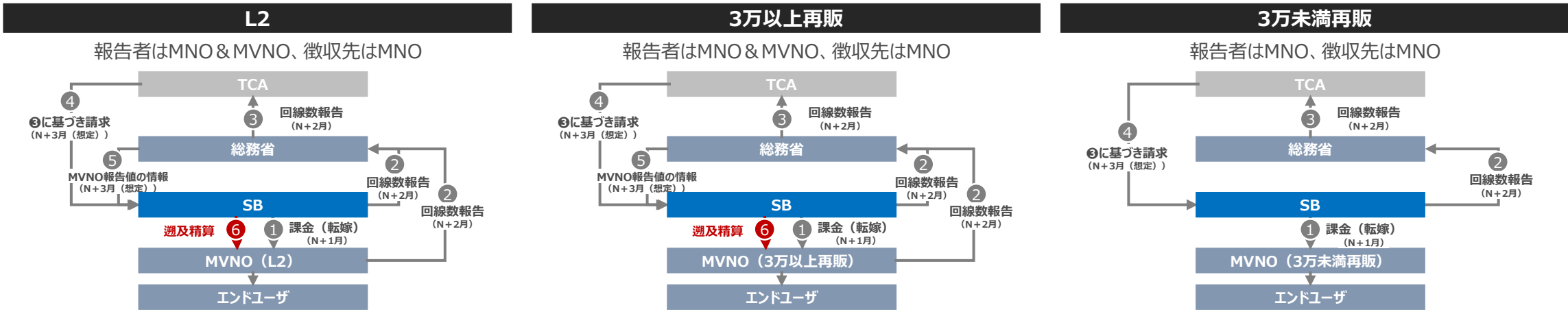
- 報告者と徴収先が一致する (以下図青丸・青字箇所)
- MVNO向け回線・集合住宅向けそれぞれで総回線数やプラン単位での用途把握が可能な事業者側が報告者と徴収先となり、運用負荷軽減



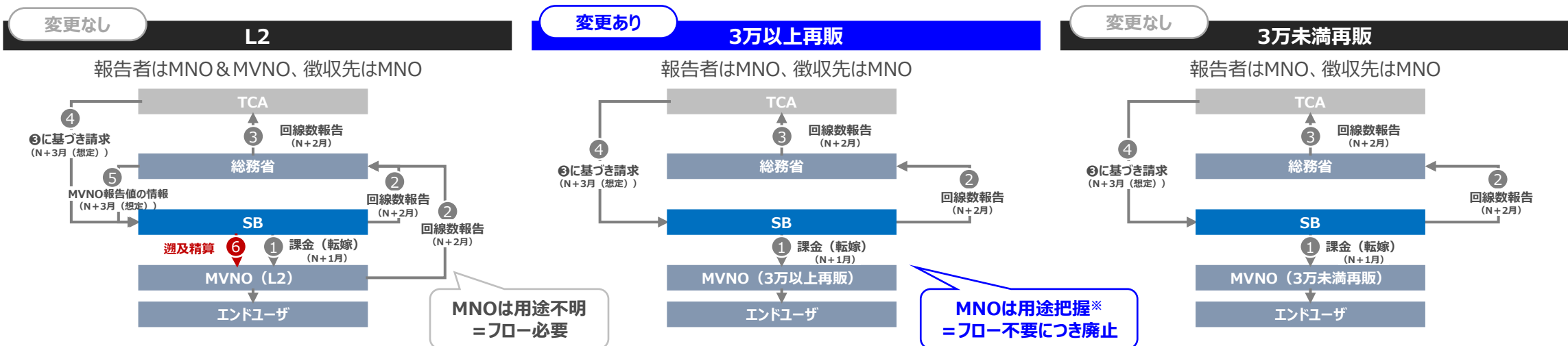
参考 | MVNO向け回線の運用フローの具体的な当社提案内容

MVNO向けの回線数の全体はMNOが把握し、再販はMNOが用途を把握している※ため 再販分は以下のように報告・徴収ともに上流側にまとめることが簡素化に資する

現状



当社提案

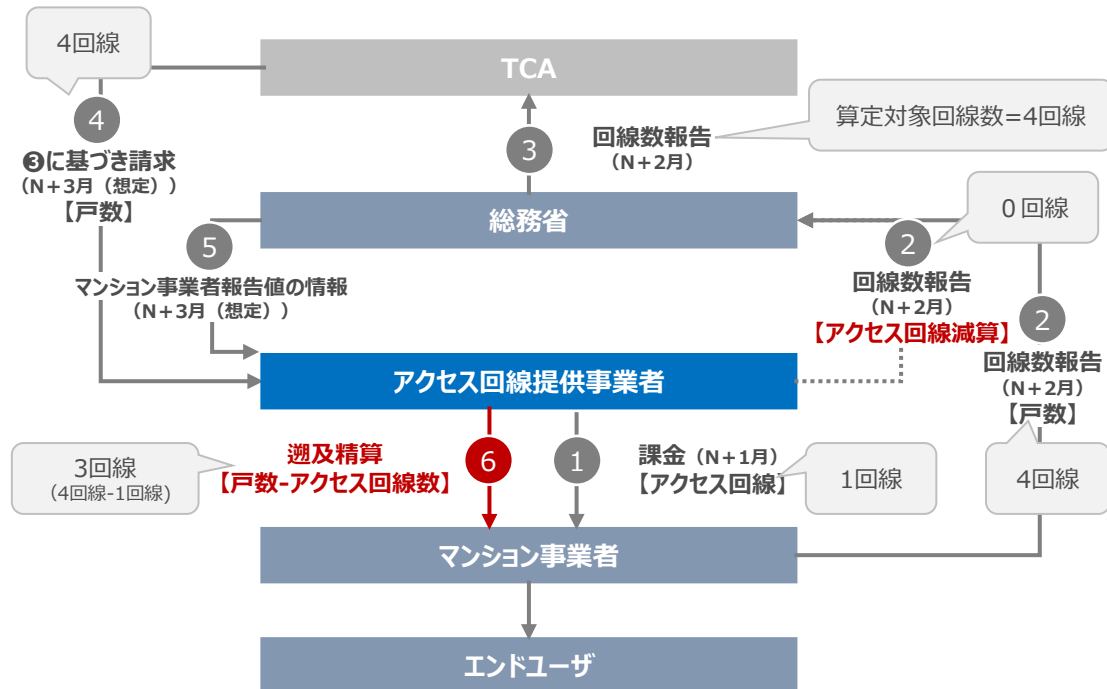


※当社エンドユーザ向けと同様に、提供プランが識別できている状態

集合住宅向けの回線数の全体はマンション事業者が把握しているため 「戸数-アクセス回線数」は以下のように報告・徴収ともに下流側にまとめることが簡素化に資する

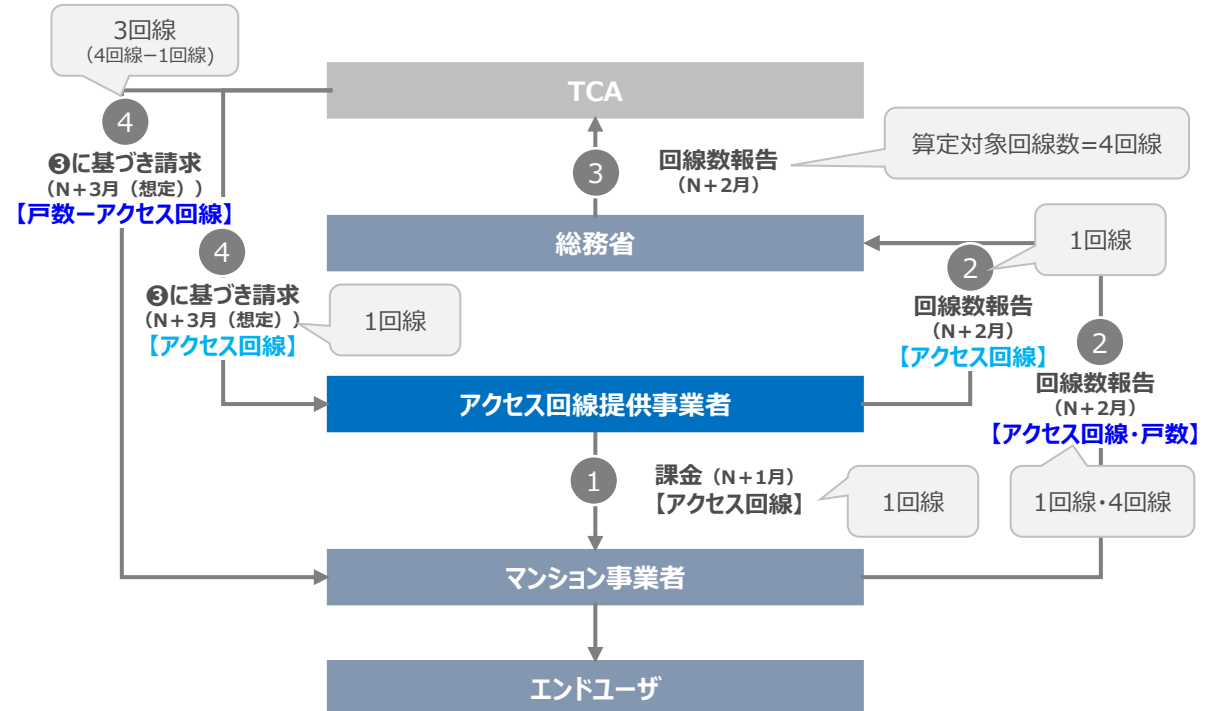
現状

- 戸数 : 報告者はマンション事業者、徴収先はアクセス回線提供事業者
- アクセス回線数 : 報告者なし (アクセス回線提供事業者側で、集合住宅向けを減算)
徴収先はアクセス回線提供事業者



当社提案

- 戸数-アクセス回線数 : 報告者・徴収先はマンション事業者
- アクセス回線数 : 報告者・徴収先はアクセス回線提供事業者



1. 交付金に係る論点

1. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方 【検討事項②】
2. 現行の第一種交付金制度の見直し 【検討事項③】
3. 現行の第二種交付金制度の見直し 【検討事項④】

2. 負担金に係る論点 【検討事項④】

3. 上記以外の論点 【検討事項①,②,③,④/その他】

3-1 最終保障提供責務の発生要件と履行手続き【検討項目①】

項目	当社提案内容・考え
(1) 役務提供確認手続きの確立に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">関係事業者の負担軽減の観点から、可能な限り簡素な方法とすべき「最終保障提供責務に係る役務提供確認に関する事業者間会合」において適切に議論されることが重要「最終保障提供責務」による交付金は「適格事業者」によるそれと内容が異なる認識であるため、最終保障責務が発動したことが明確になるよう注意が必要
(2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">区域内事業者に過度な負担が生じない制度設計とすべき

3-2 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方【検討項目②】

項目	小項目	当社提案内容・考え
(1) 第一種交付金制度の見直し	①第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（支援区域の単位、指定基準となるカバー率の設定、電話の区域別収支の計算方法を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 支援区域の単位に関し、「都道府県」と「市区町村」では「都道府県」の方が適格事業者となる上ではハードルが高い制度となるが、一方でモバイル網固定電話を提供する事業者が適格事業者になる見込みが低い場合、それも踏まえて踏まえて検討してはどうか
	②地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について	<ul style="list-style-type: none"> 制度趣旨を踏まえ、競争中立性・検証可能性・簡素性を確保できる手続であるべき 「最終保障提供責務」による交付金は「適格事業者」によるそれと内容が異なる認識であるため、最終保障責務が発動したことが明確になるよう注意が必要 運用を通じて検証を行い、必要に応じて適切に対応することが重要
(2) 第二種交付金制度の見直し	①第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について（指定基準となるカバー率の設定を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 制度趣旨を踏まえ、競争中立性・検証可能性・簡素性を確保できる手続であるべき 運用を通じて検証を行い、必要に応じて適切に対応することが重要
	②地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について	<ul style="list-style-type: none"> 制度趣旨を踏まえ、競争中立性・検証可能性・簡素性を確保できる手続であるべき 「最終保障提供責務」による交付金は「適格事業者」によるそれと内容が異なる認識であるため、最終保障責務が発動したことが明確になるよう注意が必要 運用を通じて検証を行い、必要に応じて適切に対応することが重要
	③第二種交付金の算定方針について（整備費や協力費の合理的な補填の基本的考え方の整理）	<ul style="list-style-type: none"> 協力費については、接続に係る裁定方針や電柱・管路ガイドラインの対価の考え方を参照して、「適正な原価」に「適正な利潤」を加えることを対価の額の基準とし、その交付金の算定は、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に実際に支払った額を計上することを基本とするべき その他の点については、本ご説明資料を参照（P.3-6）

3-3 現行の第一種交付金制度【検討項目③】

項目	当社提案内容・考え
(1) 現行の電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度における算定方法の見直し (加入電話のベンチマークにおける2σ)	<ul style="list-style-type: none"> 本ご説明資料を参照 (P.9)
(2) 電話のユニバーサルサービスの対象拡大に伴う交付金の算定方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ● モバイル網固定電話の原価の算定方法 ● ワイヤレス固定電話の原価の算定方法 	<ul style="list-style-type: none"> モバイル網固定電話、ワイヤレス固定電話ともに、その回線数の規模が一定程度明確となるとともに、これらを用いて適格電気通信事業者の指定の申請を行う事業者の存在見込みが発生した段階で検討を行うことが適当

3-4-1 現行の第二種交付金制度の見直し【検討項目④】

項目	小項目	当社提案内容・考え
(1)第二種交付金の額の算定方法・算定対象について	①法施行日より前に譲受した、法施行日より後に整備して譲受した公設設備に対する第二種交付金の交付について	<ul style="list-style-type: none"> 本ご説明資料を参照（P.11）
	②前事業年度の収支が黒字であった場合の大幅赤字区域に係る第二種交付金の交付について	<ul style="list-style-type: none"> 本ご説明資料を参照（P.12）
	③新規整備・民間移行を行った場合の第二種交付金の交付の継続について	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間の交付継続については、異論なし ただし、例えば3年間等、過度に長期間とならないよう、交付金額の総額を踏まえたとえでの検討が必須
	④より迅速な第二種交付金の交付について	<ul style="list-style-type: none"> 1年程度早期の交付開始については、異論なし ただし、交付開始前にサービス提供が終了した場合、交付を取りやめる措置が必要
(2) 支援区域として指定すべき区域について	①新たに光ファイバを整備した区域を特別支援区域として指定することについて	<ul style="list-style-type: none"> 本ご説明資料を参照（P.13）
	②海底ケーブルが必須となる離島等の区域を特別支援区域として指定することについて	<ul style="list-style-type: none"> 海底ケーブルにおける公設設備の民設民営移行を促進する観点では、現時点で公設設備である海底ケーブルに限り、民営移行後に当該海底ケーブルが必須となる離島内の一般支援区域においては、当該海底ケーブルに係る費用を交付金の算定対象とすることも選択肢として考えられる

3-4-2 現行の第二種交付金制度の見直し【検討項目④】

項目	当社提案内容・考え
<p>(3) その他 (ブロードバンドのユニバーサルサービスの運用に関して)</p>	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ご説明資料を参照 (P.15-20) <p>【D2C】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社のD2Cサービスは、当社の携帯サービスの提供を前提に提供するサービスであるものの、衛星アクセスサービス自体が負担対象役務であり、特段二重負担を回避する整理がなされていないことから、現状のまま何も手当てがされない場合、当社の携帯サービスユーザはほぼ全て二重負担を強いられる状況 これまでも二重負担の懸念がある回線については、周波数の一体的運用・ローミング・公衆無線LANアクセスサービス等で二重負担を回避できるよう制度整理がなされてきた理解につき、当社のD2Cサービスについても同様に二重負担を回避できるような手当てをしていただきたい <p>【公衆無線LANサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在提供されている公衆無線LANアクセスサービスの大多数は、携帯電話事業者が携帯サービスのオフロード利用を念頭に置いた役務のため、当該役務をそもそも負担対象外と位置付けてよいのではないかと考えます。または、少なくとも携帯電話事業者が提供する公衆無線LANサービスは役務として負担対象外とすべき <p>【アンケート対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話のユニバーサルサービスにおいては番号卸先事業者への調査依頼（卸先事業者名、各社の電話のユニバーサルサービス料の設定状況と金額、使用番号帯、電気通信番号の再提供有無に係るアンケート）が毎年存在するが、MNO側で卸先の回答を取りまとめることの負荷が非常に高い状況にある 電話のユニバーサルサービスにおいては、当該アンケートを実施せずともエンドユーザ向けの各社からの情報提供はなされる認識であり、支援機関からの周知広報も実施されているため、当該アンケートの必要性は薄れていると考えることから、当該アンケートを廃止いただきたい ブロードバンドのユニバーサルサービスにおいては、現時点でアンケートを実施との情報はないものの、もしも同様のアンケートの実施可能性があるのであれば、MNOが取りまとめなければならない事業者数は数百社にのぼり電話のユニバーサルサービス以上にMNOの負荷が上昇し運用に耐えられないことから、そもそも当該アンケートは不要としていただきたい。もし実施するとしても、契約数報告等でMVNOを総務省側で把握することは可能であることから、MNOを介してアンケートを実施する必要がないことから、直接MVNOに対してアンケートを実施いただきたい

EOF